

北海道で事業をしたい！

企業立地を促進するための助成措置（北海道産業振興条例）

支援内容

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成額	限度額	通算限度額	
類型 I	成長産業分野	自動車関連製造業 航空機関連製造業(注3) 高機能素材・複合材料関連製造業(注3)	全道 (札幌市を除く) (植物工場は、工業団地又は工場適地に限る。(札幌市を除く))	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円 注9	20億円	
		増設		投資額の5%		5億円	同一企業につき		
		新設		投資額の10%		10億円 注9	13億円		
		増設		投資額の5%		3億円		同一企業につき	
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること		新設		10億円以上 1人以上	投資額の5%	1億円	—
		データセンター事業		新設		一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 注5	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円
				増設		20億円以上 5人以上	投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円	同一企業につき
		基盤技術産業		新設		2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	13億円
	増設		投資額の5%	同一企業につき					
	本社機能移転事業	全道	新設	(投資額要件なし) 20人以上 (札幌市は30人以上)	1年間の賃料の 1/2×3年間 (札幌市は1年間)	1,000万円/年	—		
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関する業種に限る	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円		
			増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円			
	高度物流関連事業 ※成長産業分野に関する業種に限る	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上 20人以上	投資額の10%	10億円	同一企業につき		
増設	投資額の5%	3億円							

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	新設増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成額	限度額	通算限度額
類型Ⅱ	市町村 連携 促進 分野	・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること ※旧企業立地促進法適用地域においては指定集積業種	特別対策地域 注4	新設増設	2500万円以上5人以上(補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含むことができる)	投資額の4%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき
				新設増設		雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	5,000万円	
			特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域又は旧企業立地促進法適用地域が重複する地域 注6・注7	新設		投資額の8%	1億円	
				新設	雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	5,000万円		
				新設	投資額の4%	1億円		
				新設	雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	5,000万円		
		工業団地(札幌市を除く)(製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。(札幌市を除く))	新設	5,000万円以上5人以上(補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含むことができる)	投資額の8%	1億円		
		増設	投資額の4%					

注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。

また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。

2 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。

3 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限る。(有識者会議の意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)

4 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。

5 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。

6 札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場に限りです。

7 特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。

8 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。

9 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

ご利用方法

助成を受けるためには、工事着手前90日から工事着手する日までに立地計画の認定申請をし、立地計画の認定を受けることが必要です。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm>

設備を導入したい！

小規模企業者等設備貸与制度

小規模企業者等の方が、創業又は経営の革新に必要な設備を導入する際に、（公財）北海道中小企業総合支援センターがその設備を購入し、小規模企業者等の方に分割払いで販売又はリースでお貸しします！

制度内容

	割 賦 販 売	リ ー ス
貸付限度額	100万円～1億円	
貸付利率	割賦損料率 年1.8～2.0%	月額リース料率 0.998(10年)～2.955(3年)%
貸付期間	法定耐用年数により最長10年 (うち据置期間1年以内)	法定耐用年数に応じ、3～10年

対象となる方、対象設備

- ・常時使用する従業員数が50人以下の中小企業者等
- ・対象設備は、道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの
※土地、建物、電気・配線工事、車両登録諸費用（諸税含む）、単体が10万円未満のもの、中古設備等は対象外

（公財）北海道中小企業総合支援センター 金融支援部 金融支援グループ

TEL 011-232-2404

URL : https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/